

十勝圏複合事務組合救護組織規程

〔平成30年3月30日〕
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第26条の規定に基づき、十勝圏複合事務組合十勝川浄化センター（以下「施設」という。）における特定化学物質漏えい事故発生の場合に、適切な措置を講ずるために必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 施設内に救護隊を置く。

(任務)

第3条 救護隊は、施設における特定化学物質漏えい事故にあたり人命尊重を第一義にその救護活動を行うことを任務とする。

2 救護隊は、前項の活動に対処するため、適時救護、応急手当、救護器具の取扱い、避難誘導、緊急連絡、事故処理等の訓練を行うものとする。

(組織)

第4条 救護隊に隊長及び副隊長を置く。

2 救護隊に次の班を置き、各班に班長を置く。

- (1) 連絡班
- (2) 救護班
- (3) 警備班
- (4) 事故処理班

3 前項に規定する長及び班に属する班員は、施設の職員のうちから組合長が命ずる。

(職務)

第5条 隊長は、救護隊を統括する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のあるときはこれを代行する。

3 班長は、上司の命を受けて所管事項を掌理し、所属班員を指揮する。

(分掌)

第6条 各班における職務の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 連絡班 事故発生の際の警報、各班との連絡及び関係医療機関との連絡に関する事。
- (2) 救護班 安全地帯への避難誘導及び負傷者の救出又は応急手当に関する事。
- (3) 警備班 事故現場への立入警戒及び危険区域の設定に関する事。
- (4) 事故処理班 事故処理のための機器の運用操作、中和作業及び機械等の整備に関する事。

2 前項に定めるもののほか、救護活動に関し必要な事項は、隊長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。